

平成 31 年度地域における ESG 金融促進事業

公募要領

令和元年 9 月

ESG 地域金融促進事業事務局

目 次

1. 事業の目的について.....	3
2. ESG 地域金融に関する支援について.....	3
3. 募集内容・対象者について	4
4. 応募書類の提出について	5
5. 審査・選定および結果通知について.....	6
6. 事業実施について	7
7. 個人情報保護について.....	8

1. 事業の目的について

近年、パリ協定やSDGsから発せられる長期的な様々なシグナルを大きな背景として、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）、すなわち持続可能性を巡るESG課題を考慮した資金の流れが、世界的にかつ急速に広がってきています。

パリ協定が発効され、世界は脱炭素社会に向けて動き出していることを踏まえると、我が国も公的資金だけでなく民間資金も導入し、年金資産や預金といった国民の資金を、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組へと導くような動きを広めていく必要があります。

ESG金融懇談会提言（2018年7月取りまとめ）では、地域金融機関には、地域の特性に応じたESG要素に考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援（ESG地域金融）が期待され、また地方自治体等と連携しながら、ビジネスにつながる可能性をもった地域のESG課題（以下、本要領において「ESG地域課題」という。）を積極的に掘り起こし、ファイナンスに関する豊富なノウハウを活かして、その新たな事業構築に関与・協力していくことが求められています。

これらを踏まえ、平成30年度ESG地域金融の先行事例調査検討業務では、ESG融資の対象となる事業に対する地域金融の先行事例を調査・整理、また、地域金融機関がESG要素を考慮した取組先の支援のあり方をまとめた「事例から学ぶESG地域金融のあり方」を公表しました。

本事業では、ESG地域金融を促進することを目的として、有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、将来性・利益性の掘り起こし、支援先機関におけるESG要素を考慮した事業性評価及びそのプロセス構築等の支援を行います。

2. ESG地域金融に関する支援について

具体的な支援範囲は以下の①及び②とします。

①有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、将来性・利益性の掘り起こし

地域金融機関が取り組んでいる具体化していない案件の組成に向け、環境要素を含むESG地域課題に関する調査、ESG要素を活かした事業アイデアの抽出・具体化の提案、利益性を含めた事業の持続可能性に関する調査等を行います。

②ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築

①を踏まえた上で、対象事業・テーマにおける環境を含むESG要素の抽出、調査、リスク・機会の分析、地方創生・地域貢献等の間接効果（インパクト）分析等により、事業価値の向上に資するESG要素の観点を提供し、ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等を目標とした支援先機関における検討の支援を行います（自治体等との連携

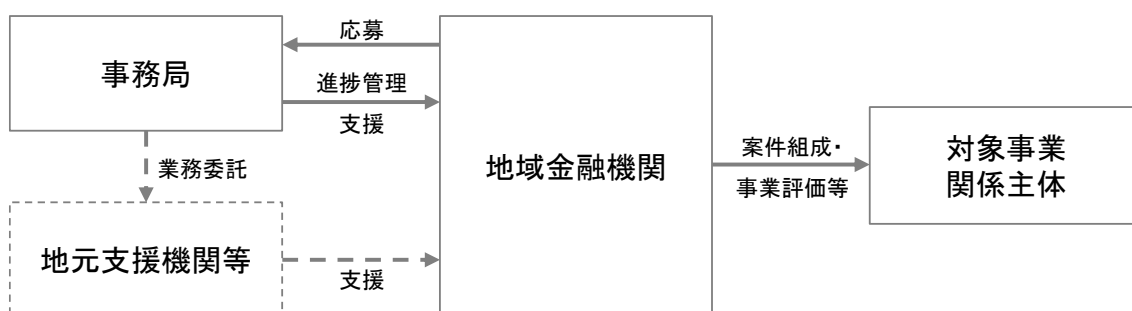
に向けた支援を含む)。事業性評価のプロセス構築については、以下の3段階のうち支援先機関が希望するものを対象とします。

- i 営業担当者の事業性評価における ESG 要素に係る視点の整理（目利き力の向上）
- ii 融資審査部門等における事業性評価への ESG 要素の組み込み（審査手法の構築）
- iii 上記プロセス i、ii のいずれかを踏まえた融資案件の組成

支援スキームとしては、事務局が各支援先機関の活動に関する進捗管理や支援等を担当します。なお、支援先機関が、各地域の事業や課題、ネットワーク等に精通した地元支援団体等からの支援を希望する場合は、事務局が地元支援団体等に支援の業務委託あるいは外注を行うことが可能です（一支援機関当たりの上限は、8百万円程度を想定）。

なお、本事業の要件として、事業年度内での融資実行は必須ではありません。

「支援スキーム図」



3. 募集内容・対象者について

(1) 募集内容

件名	地域における ESG 金融促進事業（2次公募）
募集期間	令和元年9月2日～9月26日
募集形式	公募
事業期間	契約等の締結後～令和2年2月28日
対象件数	3件程度を選定予定（うち脱炭素関係1件程度予定）

(2) 応募要件

次の①から⑤の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫または中小企業等協同組合法若しくは協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合等の地域金融機関であること。

- ② ESG 地域課題（何らかの環境要素を含むもの）を有しており、案件の具体化や拡充、ESG 要素を考慮した事業性評価のプロセス構築及び実践等により、課題解決へ向けて取り組む意志があること。
- ③ 申請書に記載した提案内容等について、事務局による問い合わせやヒアリング等に対応できること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - * 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑤ その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

4. 応募書類の提出について

（1）応募受付期間

受付期間	令和元年 9 月 2 日（月）～9 月 26 日（木）【17:00 必着】
受付時間	10:00～12:00 13:00～17:00／月曜～金曜

原則として、受付時間外や締切りを過ぎての提出は受け付け出来ません。なお、郵送の場合、配達等の都合で締切り時刻までに届かないことがあるため、余裕をもって発送するようお願いいたします。

（2）提出先、問い合わせ先

応募書類は郵送又は持参にて事務局に提出してください。応募書類の封筒には、宛名面に「地域における ESG 金融促進事業 応募書類」と朱書きで明記してください。

なお、電子メールやファックスでの応募書類の提出は受け付けません。

<提出先>

ESG 地域金融促進事業事務局

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

環境・エネルギー部 正垣 (しょうがき)

TEL : 03-6733-1107 電子メール : chiiki-esg@murc.jp

(3) 提出書類

① 応募に必要な書類

以下の「提出書類一覧表」における書類を提出してください。なお、提出された書類の返却はできかねますのでご注意ください。

	書 類 名
提出書類	<input type="checkbox"/> 地域における ESG 金融促進事業応募申請書
	<input type="checkbox"/> 応募申請者および関係者の概要資料 (地元支援団体、対象事業主体等を含む)

② 提出部数

応募申請書を2部(正本1部、コピー副本1部)、その電子ファイルを納めた電子媒体(CD-R)を1枚、応募申請者および関係者の概要資料を1部ずつ提出してください。また、CD-Rには必ず申請金融機関名と事業名称「地域における ESG 金融促進事業」を記載ください。

5. 審査・選定および結果通知について

(1) 審査・選定の方法

提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査致します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合がありますのでご注意ください。

次の評価項目を踏まえて各提案内容を総合的に評価し、ESG 地域課題の内容や地域バランス等を勘案しつつ、支援先機関を選定致します。(審査及び審査内容は非公開)

【評価項目】

- ・ ESG 地域課題を適切に把握しているか
- ・ ESG 地域課題に環境要素が含まれているか

- ・ ESG 地域課題の解決に取り組む理由・意思が明確であるか
- ・ 具体的で取組可能な提案となっているか
- ・ 具体的な事業実施スケジュールが想定されているか
- ・ 実施体制を有しているか
- ・ 適切な経費（内容および金額）となっているか

（２）審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての公募申請者に速やかに通知します。また、選定した支援先機関については、応募申請者名および事業名等を公表します。

（３）その他

応募書類の取扱いは厳重に行い、守秘義務の観点から応募申請者の了解なしには応募書類の内容等は一切公表しません。

6. 事業実施について

（１）契約等の締結

事業実施にあたっては、支援先機関と事務局の間で、提案内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。また、地元支援団体等からの支援を受ける場合は、事務局からの業務委託あるいは外注等に関わる契約を行います。

（２）意見交換会等への参加

有識者および支援先機関等で構成する意見交換会等を東京都内にて最大3～4回程度開催します。意見交換会等では、ESG 地域金融に関わる認識や提案概要の共有とともに、各事業の進捗報告・成果報告、とりまとめに関する議論・検討などを行う予定です。現時点では、次のような実施時期を計画しています。

【実施時期（予定）】

- 第1回（令和元年10月頃）：キックオフ会合（個別事業の概要紹介と今後の課題について）
- 第2回（令和元年11～12月）：個別事業の進捗報告会①
- 第3回（令和2年1～2月）：個別事業の進捗報告会②
- 第4回（令和2年3月）：最終会合（本事業全般のとりまとめについて）

なお、個別事業に関する機密事項に触れることも想定されるため、支援先機関の参加形式や資料内容等については、協議の上で決定します。

(3) 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、意見交換会等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、ESG 地域金融の促進のために広く地域金融機関に役立ててもらうために作成する、本年度事業のとりまとめ資料については、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し、公開します。

7. 個人情報保護について

提出頂いた個人情報は、三菱UFJ リサーチ & コンサルティング(株)の「個人情報保護方針」〈<http://www.murc.jp/corporate/privacy>〉および「個人情報の取り扱いについて」〈<http://www.murc.jp/privacy/>〉に従って適切に取り扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。採択された方については、地域における ESG 金融促進事業に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

お預かりした個人情報を集計作業等のために他に委託することはございません。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供頂けない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記の応募書類提出先までご連絡ください